

ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ 避難行動要支援者名簿

について

ながさきし さいがいじょうえんごしゃ めいぼさくせい こうれいしゃ しょうがいしゃ かたがた さいがいしえんたいさく すす
長崎市では、「災害時要支援者」の名簿作成により、高齢者や障害者の方々の災害支援対策を進
めてきましたが、さいがいたいさくきほんほう かいせい へいせい ねん がつ にちせこう しちょう めいぼ さくせい
ていきょう ぎむか
提供が義務化されました。

これをうけて、「避難行動要支援者」となり、しえんたいせい きょうか
支援体制をより強化していきます。

1 対象となる人は？

ひなんこうどうようしえんしゃ
避難行動要支援者とは、「さいがいじ ひなんじょ じりき ひなん
災害時に避難所まで自力で避難することができない方」をいいます。
ながさきし つぎ がいどう かた ひなんこうどうようしえんしゃ さだ
長崎市では、次のいずれかに該当する方を避難行動要支援者として定めています。

- ① 要介護1以上の方
- ② 身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう きゅう
精神障害者保健福祉手帳1級
- ③ 特定疾患医療受給者
とくていしっかんいりょうじゅきゅうしゃ
- ④ 乳幼児・妊産婦
にゅうようじ にんさんぶ
- ⑤ その他、市長が認めるもの

2 名簿の内容は？

し かんり じゅうみんきほんだいちょう たいしょう かた かき じょうほう の めいぼ さくせい
市で管理している住民基本台帳をもとに、対象となる方の下記の情報を載せた名簿を作成し
ます。

- ① 氏名、②生年月日、③性別、④住所、⑤電話番号、⑥緊急連絡先、
しめい せいねんがっぴ せいべつ じゅうしょ でんわばんごう きんきゅうれんらくさき
ひなんしえんなど ひつよう じゅう ようかいごと しょうがいしゃ なんびょう
⑦ 避難支援等を必要とする事由（要介護度、障害者、難病など）

3 名簿はどうやって活用されるの？

ひなんこうどうようしえんしゃ かたがた さいがいじ ひなんとう かのう かぎ ちいき しえん う ていきょう
避難行動要支援者の方々が、災害時の避難等、可能な限り地域で支援が受けられるよう、提供に
どうい かた めいぼ へいじょうじ かき かたがた ていきょう
同意をされた方の名簿を、平常時から下記の方々へ提供します。

ひなんしえんとうかんけいしゃ しょうほうきょく じちかい みんせいいいん じどういいん けいさつ ちいきほうかつしえん
【避難支援等関係者】 消防局、自治会、民生委員・児童委員、警察、地域包括支援センター

へいじょうじ じょうほうていきょう めいぼ どうい かた めいぼ さいがいはっせいじ
平常時に情報提供する名簿については、同意された方の名簿のみとなりますが、災害発生時
はっせい ばあい いのち まち さいゆうせん ふどうい かた めいぼ かんけいきかん
たは発生のおそれがある場合は、命を守ることを最優先とし不同意の方の名簿も関係機関へ
じょうほうていきょう
情報提供することがあります。

※ ただし、必ずしも災害時の支援が約束されるものではありません。